

免税軽油を使用する皆さまへ

免税証による軽油引取税の

免税額が

令和8年4月1日から

1ℓあたり15円

になります

軽油引取税の税率は、当分の間税率（旧暫定税率）を含め1ℓあたり32.1円ですが、その適用期間は令和8年3月31日までとされています。

令和8年4月1日以降については、1ℓあたり15円の税率となりますので、免税証による軽油引取税の免税額も15円となります。

※ 法案が3月31日までに成立して、4月1日時点で税率が変更になる場合について記載しています。

お問い合わせ先

- ・ 東部県税事務所 課税課 ☎ 0857-20-3518
- ・ 中部県税事務所 課税課 ☎ 0858-23-3111
- ・ 西部県税事務所 課税課 ☎ 0859-31-9627
- ・ 鳥取県令和の改新戦略本部 税務課 ☎ 0857-26-7053